

- 指示事項 -

所沢航空記念公園管理事務所

- 1 公園内では全面禁煙を遵守すること。関係者、出店者等が喫煙しないように指導すること。
- 2 必要に応じて事前に告知看板を設置し、一般公園利用者に催しの開催を周知すること。また、行為終了後は、速やかに撤収すること。
- 3 関係者・来場者には、電車・バス等の公共交通機関を利用するよう事前周知に努めること。
- 4 テントなどの設置物は強風等であおられて飛ばされないよう固定すること。
- 5 売店等の運営で食品を扱う場合は、衛生面に特に注意を払うこと。
- 6 露店等の飲食販売出店業者には、水飲み場やトイレで洗い物をしたり、油系の排水を流したりしないよう周知徹底すること。
- 7 開催期間中は、緊急の場合及び施設管理者が許可した場合を除き、関係者・出展者等が車両を園内に乗り入れることを禁止とする。また、関係者・出展者が公園駐車場を利用することについても禁止とする。この旨を主催者は出展者に対してあらかじめ周知し、遵守できていない出展者があった場合は指導を徹底し、車両を公園駐車場から移動させること。
- 8 芝生（広場）への車両や大型機材の乗り入れは原則禁止とする。運営上必要な場合においては施設管理者と事前に協議すること。必要と認められた場合においても最小限度にとどめ、作業終了後は速やかに芝生（広場）から出ることとし、縁石・芝生（広場）等を破損することが無いように周知・指導すること。特に降雨後の芝生（広場）への車両乗り入れについては、極力中止し、必要な場合でも養生を設置するなどの対策を講じること。これを怠り陥没や破損をさせた場合は申請者の責任において原状回復をすること。
- 9 一般公園利用者の安全対策には万全を期すこと。怪我等の恐れがある箇所や催し物開催時には、該当するエリアに一般公園利用者が入らないように柵の設置や係員を配置するなどの措置を講じること。許可期間中の事故については、申請者の責任において処理すること。また、第三者への加害に備え保険加入など必要な原資の確保を図ること。
- 10 施設管理者と事前に協議の上、必要と判断される場合には開催日および開催日前後の日中・夜間に公園内に警備員や係員を配置し、安全管理や防犯への対応をすること。
- 11 駐車場の混雑が予想される場合には、駐車場に警備員や係員を配置して整理に当たること。また、周辺道路に渋滞が発生した場合には、その解消にも努めること。
- 12 駐輪場の混雑が予想される場合には、係員を配置し、公園利用者の通行を妨げないように整理・誘導をすること。
- 13 園内・会場内にゴミを残置しないよう関係者に指導をすること。
- 14 準備・撤去の期間については、園路を封鎖するなど一般公園利用・公園内作業の妨げになるような行為をしないこと。開催日においても園路を封鎖する行為は、安全管理上必要な場合でも最小限の範囲とすること。
- 15 電気配線をする際は、一般公園利用者の安全を考慮し対策を講じること。また、公園内樹木を支えとした配線は禁止とする。

- 16 車両の搬入・搬出時以外は、公園各入口バリカー等の車両進入防止設備を正しく設置し施錠すること。
- 17 エア遊具の設置・運営にあたっては、JIPSA（一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会）が定める「安全運営の10ヶ条」を遵守するとともに、状況に応じて安全上必要な対応を適宜行うこと。
- 18 野外ステージおよび茶室の利用については、別途申請手続きをすること。
- 19 フリーマーケットの出展者には、開催各日ごとに搬入・搬出を行わせ、公園内には前日及び開催日の夜間に商品・資材等の荷物を残置することが無いよう事前の指導を徹底させること。
- 20 開催当日の実行委員会等関係者との連絡先として、携帯電話などの番号2回線分以上を施設管理者へ事前に届け出ること。これが難しい場合は代替案を提案し、施設管理者の了承を得ること。
- 21 一般公園利用者にカメラ等を向けないこと。
- 22 騒音、大声を出さないこと。スピーカー、拡声器、ラジカセ等は使用しないこと。
- 23 撮影現場においては、係員を配置し、周囲に不安、誤解を与えないようにし、一般公園利用者に最大限の配慮を行うこと。
- 24 ジョギングコース・ウォーキングコースの利用を妨げないこと。
- 25 遵守事項に違反する、公園利用として著しくモラルに欠ける、他の利用者の支障になると判断した場合は、許可を取り消し、撮影及びイベントを中止させる場合がある。